

## やまなし農業・農村総合支援事業実施要領

### (趣旨)

第1条 高品質・販路開拓による儲かる農業の展開により、多様な担い手が育つ農業経営の実現と本県の特色あふれる地域資源を生かし、魅力ある活力に満ちた農村の発展に向けた取り組みを重点的に支援することにより、将来にわたって輝き続けるやまなし農業の実現を図る。

### (実施方針)

第2条 この事業の実施により、農産物の戦略的な販売対策、高付加価値化を進める6次産業化の促進、農地集積と耕作放棄地対策、新規就農者の就農定着を支援し、儲かる農業を実現するとともに地域農業の活性化を図るものとする。

2 この事業は、きめ細かな支援による特色ある産地の維持、発展、活性化につながる施策を補完し、地域の実情に応じつつ、総合的かつ計画的に実施するものとする。

3 この事業の実施に当たっては、地域の先導的な取り組みと判断され、かつ、投資が過剰とならないよう個々の農家及び組織の経営収支等を十分考慮するものとする。

### (実施地域)

第3条 この事業の対象となる地域は、次の要件をすべて満たすこととする。

(1) 農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第4条第2項第2号に規定する農業振興地域内にあること。ただし、この地域と一体的に農業の振興を図ることが適当と認められる隣接地域を含むことができるものとする。

なお、販路の拡大のための販売施設・設備等の整備については、この限りではない。

(2) 地域農業の振興を図るための推進体制が整っている市町村の区域内にあること。

(3) 農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第6条第1項に規定する「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」の策定市町村の区域内にあること。

### (事業実施主体等)

第4条 この事業の実施主体、事業種目等は別紙のとおりとする。また、事業実施期間、事業目標年度については、次のとおりとする。

(1) 事業実施期間  
原則として1年間とする。

(2) 事業目標年度  
事業実施年度の3年後とする。

### (事業実施手続き)

第5条 この事業の実施に際しては、次の手続きを経るものとする。

(1) 事業実施主体は、事業を実施しようとする地区を所管する市町村長に、事業

の目的、内容等を届け出るものとし、届出を受けた市町村長は、内容を審査のうち、事業実施地区を所管する農務事務所長に届け出るものとする。

- (2) 農務事務所長は、(1)により届出された事業の目的、内容等を十分に審査し、適当であると認められるものについて、事業概要調書(以下「調書」という。)を作成し、当該事業に係る資料を添付し、農村振興課長へ提出するものとする。
- (3) 農村振興課長は、(2)により提出された調書等に基づき、事業内容等を審査するとともに、必要に応じて農政部関係課室との調整を図る。
- (4) 審査等の結果、事業を実施することとなった事業実施主体は、事業実施計画書(以下「実施計画」という。)を作成し、市町村長へ提出するものとする。  
市町村長は、提出された事業実施計画承認申請書を所管の農務事務所長に提出するものとする。
- (5) 農務事務所長は、(4)により提出された実施計画について十分審査を行い内容が適当であると認められるときは、速やかに承認し、通知するものとする。
- (6) 農務事務所長は、(5)により承認した場合は、その実施計画の写しを農村振興課長へ提出するものとする。

#### (事業の実施)

第6条 前条の承認を受けた事業実施主体は、必要に応じて関係法令等に基づく所要の手続きを経た上で実施計画に基づき適正かつ効率的に事業を実施するものとする。

- 2 やまなし農業・農村総合支援事業費補助金交付要綱第5条の(1)に定める変更承認申請を行うときは、あらかじめ前条の実施計画の提出に準じて、変更承認の手続きを行うものとする。

#### (工事の着手及び竣工)

第7条 工事の着手及び竣工については、次に掲げるとおりとする。

##### (1) 工事の着手

事業実施主体は、工事に着手するときは、速やかにその旨を文書によって市町村長に報告するものとし、報告を受けた市町村長は、農務事務所長に届け出るものとする。

##### (2) 工事の竣工

事業実施主体は、工事が完了したときは、速やかにその旨を市町村長に報告するものとし、市町村長は当該報告書に基づき竣工検査を実施し、事業が適正に行われたことを確認して、農務事務所長に届け出るものとする。

農務事務所長は、必要に応じ当該事業の竣工検査を実施し、不適正な事態がある場合には、手直し等の措置を指示し、補助事業の適正を期するものとする。

#### (推進体制)

第8条 市町村長は、実施計画の策定及び事業の実施に当たっては、指導・推進体制を整備するとともに、農業委員会、各種農業団体、土地改良区等との緊密な連携のもとに農業者等の自主性と創意工夫に十分配慮しつつ、事業の適正かつ効果的な実施に当たるものとする。

- 2 農務事務所長は、地域の実情に配慮しつつ国庫補助事業等他事業との有機的な連携を図りながら、事業を適正かつ円滑に推進し、効果的な実施を図るものとする。
- 3 知事は、地域の実情に配慮しつつ、本事業の適正かつ円滑な実施が図られるよう関係各課室との調整を図るものとする。

(県の助成)

第9条 知事は、予算の範囲内において、事業実施主体が行う事業に対して市町村が補助する事業に要する経費(市町村が事業実施主体の場合にあつては、当該事業に要する経費)について、市町村に助成するものとする。

(事業実施後の措置)

第10条 事業実施主体は、実施計画に基づいて整備した施設等について当該事業の趣旨に即して適正に管理するよう努めるものとする。

- 2 市町村長は、事業実施主体が整備した施設等が実施計画に従って適正に管理運営され、事業の効率的な推進が図られるよう指導に努めるものとする。
- 3 事業実施主体は、実施計画に基づく事業が完了した年度の翌年度から第4条の(4)で定めた事業目標年度までの間、毎年度、当該年度における実施計画に記載された目標の達成状況等を市町村長に提出するものとする。
- 4 3により提出を受けた市町村長は、内容を確認のうえ所管の農務事務所長へ報告するものとする。
- 5 4により提出を受けた農務事務所長は、その内容を確認し、農政部長に報告するものとする。  
また、これにより目標の達成が著しく困難だと判断した場合は、市町村長を通じ、実施主体に改善計画等の提出を求めることができるものとする。

(その他)

第11条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、知事が別に定めるものとする。

附 則

- 1 この要領は、平成27年7月24日から施行する。
- 2 やまなし農業ルネサンス総合支援事業実施要領については、廃止する。ただし、やまなし農業ルネサンス総合支援事業費補助金交付要綱に基づき実施された事業については、この要領廃止後も、なおその効力を有する。
- 3 旬のやまなし・地産地消支援事業実施要領に基づき実施された事業については、なおその効力を有する。

事業種目	事業内容	支援事業の内容	実施基準	実施主体
1 農産物の戦略的な販売対策と輸出拡大	<p>県内外での農産物の戦略的な販売、国外の流通ルートの開拓確保に必要となる施設、機械、機材器具等の整備に対して助成</p> <p>地産地消、地産訪消の積極的な展開等により、農産物の販売強化を図るために必要となる施設、機械、機材器具等の整備に対して助成</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>直売所施設</li> <li>既存施設への直販コーナー、インショップの設置</li> <li>農産物の自動販売機設置</li> <li>予冷保冷施設、貯蔵施設整備</li> <li>商品管理機器</li> <li>加工施設整備</li> <li>集出荷体制整備（選別、梱包機械等）</li> </ul> <p>等</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>受益農家3戸以上</li> <li>受益面積30a以上</li> <li>限度額は、事業費おおむね20,000千円、補助金額10,000千円とする。</li> <li>国補事業等が導入できる場合は、国補等を優先する。</li> <li>補助対象事業費は、県において使用されている単価及び歩掛りを基準として、当核地域の実情に即した適正な現地実行単価により算出するものとし、施設の規模及び構造等はそれぞれの目的に合致したものでなければならない。</li> <li>自力若しくは他の助成によって実施中の事業、又は既に完了した事業を本事業に切り換えて補助の対象とすることは認めないものとする。</li> <li>附帯施設については施設設置目的、利用計画及び機能保持上必要最小限のものを補助対象とする。</li> <li>備品類は原則として、加工器具、商品陳列台など施設の機能保持上必要最小限のものを補助対象とする。</li> <li>人件費、汎用性の高い機械、実施設計費、事務費、用地の買収又は賃借に要する費用は、他の補助事業の上乗せ助成、自力若しくは他の助成によって実施中の事業、又は既に完了した事業を本事業に切り替えて補助の対象とするもの等は補助の対象としないものとする。</li> <li>他の国補及び他の県補助との重複は補助対象としないものとする。</li> <li>補助対象事業は、厳正、的確な実施を期するとともに、事業完了後の管理が厳正かつ効果的に行われるよう必要な措置を講ずるものとする。</li> </ul>	<p>市町村</p> <p>農業協同組合</p> <p>農業者等の組織する団体</p> <p>農業生産法人</p> <p>農業参入企業</p>
2 農業生産の効率化、高付加価値化	<p>6次産業化のための体制整備に対して支援</p> <p>自然エネルギー等を活用した農業への取り組みや循環機能を活かした環境負荷を軽減する農業を推進するために必要となる施設、機械、機材器具等の整備に対して助成</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>農産物加工施設、機械</li> <li>貯蔵施設・備品整備</li> <li>自然エネルギーを活用した生産施設</li> </ul> <p>等</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>自力若しくは他の助成によって実施中の事業、又は既に完了した事業を本事業に切り換えて補助の対象とすることは認めないものとする。</li> <li>附帯施設については施設設置目的、利用計画及び機能保持上必要最小限のものを補助対象とする。</li> <li>備品類は原則として、加工器具、商品陳列台など施設の機能保持上必要最小限のものを補助対象とする。</li> <li>人件費、汎用性の高い機械、実施設計費、事務費、用地の買収又は賃借に要する費用は、他の補助事業の上乗せ助成、自力若しくは他の助成によって実施中の事業、又は既に完了した事業を本事業に切り替えて補助の対象とするもの等は補助の対象としないものとする。</li> <li>他の国補及び他の県補助との重複は補助対象としないものとする。</li> <li>補助対象事業は、厳正、的確な実施を期するとともに、事業完了後の管理が厳正かつ効果的に行われるよう必要な措置を講ずるものとする。</li> </ul>	<p>NPO法人</p> <p>新規就農者及び指導農業士等が組織する農業者集団</p>
3 高品質化、低コスト化	<p>生産分野別の作業効率化、農産物の高品質化、高付加価値化を図るために必要となる施設、機械、機材器具等の整備に対して助成</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>高品質技術・生産管理に必要となる施設、機械</li> <li>新規作目・新技術の導入に必要となる施設、機械</li> <li>有機栽培者共同利用施設、機械</li> <li>代替電力供給を行う発電機整備</li> <li>省力化、低コスト化機械整備</li> <li>品質測定機器整備</li> </ul> <p>等</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>自力若しくは他の助成によって実施中の事業、又は既に完了した事業を本事業に切り換えて補助の対象とすることは認めないものとする。</li> <li>附帯施設については施設設置目的、利用計画及び機能保持上必要最小限のものを補助対象とする。</li> <li>備品類は原則として、加工器具、商品陳列台など施設の機能保持上必要最小限のものを補助対象とする。</li> <li>人件費、汎用性の高い機械、実施設計費、事務費、用地の買収又は賃借に要する費用は、他の補助事業の上乗せ助成、自力若しくは他の助成によって実施中の事業、又は既に完了した事業を本事業に切り替えて補助の対象とするもの等は補助の対象としないものとする。</li> <li>他の国補及び他の県補助との重複は補助対象としないものとする。</li> <li>補助対象事業は、厳正、的確な実施を期するとともに、事業完了後の管理が厳正かつ効果的に行われるよう必要な措置を講ずるものとする。</li> </ul>	<p>その他知事が適当と認める団体</p>
4 農地集積、耕作放棄地対策	<p>中心経営体への農地集積や耕作放棄地の対策に必要な施設、機械、機材器具等の整備に対して助成</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>農地集積促進、農村景観整備に必要な資材の導入</li> <li>耕作放棄地の再生活用、集積に必要な施設、機械</li> </ul> <p>等</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>自力若しくは他の助成によって実施中の事業、又は既に完了した事業を本事業に切り換えて補助の対象とすることは認めないものとする。</li> <li>附帯施設については施設設置目的、利用計画及び機能保持上必要最小限のものを補助対象とする。</li> <li>備品類は原則として、加工器具、商品陳列台など施設の機能保持上必要最小限のものを補助対象とする。</li> <li>人件費、汎用性の高い機械、実施設計費、事務費、用地の買収又は賃借に要する費用は、他の補助事業の上乗せ助成、自力若しくは他の助成によって実施中の事業、又は既に完了した事業を本事業に切り替えて補助の対象とするもの等は補助の対象としないものとする。</li> <li>他の国補及び他の県補助との重複は補助対象としないものとする。</li> <li>補助対象事業は、厳正、的確な実施を期するとともに、事業完了後の管理が厳正かつ効果的に行われるよう必要な措置を講ずるものとする。</li> </ul>	
5 人材育成、担い手対策	<p>新規就農者の確保・育成に必要となる施設、機械、機材器具等の整備に対して助成</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>新規就農者が農業を開始する際に必要となる施設、機械</li> <li>新規就農者の研修受け入れに必要となる施設、機械</li> <li>規模拡大農家への施設、農業用機械</li> </ul> <p>等</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>自力若しくは他の助成によって実施中の事業、又は既に完了した事業を本事業に切り換えて補助の対象とすることは認めないものとする。</li> <li>附帯施設については施設設置目的、利用計画及び機能保持上必要最小限のものを補助対象とする。</li> <li>備品類は原則として、加工器具、商品陳列台など施設の機能保持上必要最小限のものを補助対象とする。</li> <li>人件費、汎用性の高い機械、実施設計費、事務費、用地の買収又は賃借に要する費用は、他の補助事業の上乗せ助成、自力若しくは他の助成によって実施中の事業、又は既に完了した事業を本事業に切り替えて補助の対象とするもの等は補助の対象としないものとする。</li> <li>他の国補及び他の県補助との重複は補助対象としないものとする。</li> <li>補助対象事業は、厳正、的確な実施を期するとともに、事業完了後の管理が厳正かつ効果的に行われるよう必要な措置を講ずるものとする。</li> </ul>	
6 農村地域の振興	<p>農業が生み出す景観や風土など地域資源を保全・活用するために必要となる施設、機械、機材器具等の整備に対して助成</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域資源の保全・活用に必要となる機械、機材器具</li> <li>市民農園、体験農園の受け入れに必要となる施設、機械</li> </ul> <p>等</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>自力若しくは他の助成によって実施中の事業、又は既に完了した事業を本事業に切り換えて補助の対象とすることは認めないものとする。</li> <li>附帯施設については施設設置目的、利用計画及び機能保持上必要最小限のものを補助対象とする。</li> <li>備品類は原則として、加工器具、商品陳列台など施設の機能保持上必要最小限のものを補助対象とする。</li> <li>人件費、汎用性の高い機械、実施設計費、事務費、用地の買収又は賃借に要する費用は、他の補助事業の上乗せ助成、自力若しくは他の助成によって実施中の事業、又は既に完了した事業を本事業に切り替えて補助の対象とするもの等は補助の対象としないものとする。</li> <li>他の国補及び他の県補助との重複は補助対象としないものとする。</li> <li>補助対象事業は、厳正、的確な実施を期するとともに、事業完了後の管理が厳正かつ効果的に行われるよう必要な措置を講ずるものとする。</li> </ul>	
7 新たな課題対策	<p>地球温暖化など新たな課題への対応に必要となる施設、機械、機材器具等の整備に対して助成</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>高齢化に対応した農作業の負担軽減する機械</li> <li>自然災害に対応するための気象観測機器整備</li> </ul> <p>等</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>自力若しくは他の助成によって実施中の事業、又は既に完了した事業を本事業に切り換えて補助の対象とすることは認めないものとする。</li> <li>附帯施設については施設設置目的、利用計画及び機能保持上必要最小限のものを補助対象とする。</li> <li>備品類は原則として、加工器具、商品陳列台など施設の機能保持上必要最小限のものを補助対象とする。</li> <li>人件費、汎用性の高い機械、実施設計費、事務費、用地の買収又は賃借に要する費用は、他の補助事業の上乗せ助成、自力若しくは他の助成によって実施中の事業、又は既に完了した事業を本事業に切り替えて補助の対象とするもの等は補助の対象としないものとする。</li> <li>他の国補及び他の県補助との重複は補助対象としないものとする。</li> <li>補助対象事業は、厳正、的確な実施を期するとともに、事業完了後の管理が厳正かつ効果的に行われるよう必要な措置を講ずるものとする。</li> </ul>	